

報告第17号

令和4年度小田原市病院事業会計予算 繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
小田原市病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年5月18日提出

小田原市長 守屋輝彦

令和4年度小田原市病院

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	デジタルX線テレビシステム取得事業	30,000,000		30,000,000
計			30,000,000		30,000,000

事業会計予算繰越計算書

(単位 円)

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	損益勘定留保資金			
	30,000,000			本事業は、デジタルX線テレビシステムの購入であります。受注者が部品（半導体）の調達に不測の日数を要したため、年度内の納入が不可能になったものであります。
	30,000,000			

建設改良費

事業名 デジタルX線テレビシステム取得事業

科 目	節	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
(款) 1 資本的支出 (項) 1 建設改良費 (目) 2 固定資産購入費	機械器具購入費	30,000,000		30,000,000
計		30,000,000		30,000,000

資料

繰越調書

(単位 円)

財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
企業債	損益勘定留保資金		
	30,000,000		
	30,000,000		